

日本農林規格等に関する法律施行令第17条第3号の飲食料品に係る農林
水産大臣が定める基準

全部改正 令和2年3月24日農林水産省告示第600号

次のいずれかに該当することとする。

- 一 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表各項の基準に適合していること。
- 二 外国で生産された加工食品（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条第1項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。）にあつては、当該外国の格付の制度において定められている生産の方法についての基準に適合していること。

全部改正の改正文（令和2年3月24日農林水産省告示第600号） 抄
令和2年7月16日から施行する。